

○ 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本計画は平成 17(2005)年 3 月に策定し、平成 23(2011)年 3 月に改訂した『人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画』（人権施策推進プラン）に、その後の人権に関する国際的な取組や社会経済情勢の変化などを反映し策定するものです。

(1) 人権を取り巻く現状

ア 社会構造の変化

今日の社会において、女性、子ども、若者、高齢者、障がいのある人、同和問題、性的マイノリティ(※)、外国人市民に関わる人権問題など、引き続き解決に向け取り組むべき問題があります。また、社会経済情勢の変化に伴い、人権意識も多様化し新たな人権課題が生起しています。

したがって、これらの課題に対応し得る取組も必要となっています。

(※) 性的マイノリティ…性的少数者。同性愛、性同一性障がい、インターセックス（先天的に身体上の性別が不明瞭なこと）の人々などを含む総称。

(ア) 少子高齢化の進行

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成 24(2012)年 1 月推計）」によれば、平成 72(2060)年には、我が国の総人口は 8,674 万人、生産年齢人口（15～64 歳の人口）は 50.9%、高齢人口（65 歳以上の人口）は 3,464 万人となり、高齢化率（高齢人口の総人口に占める割合）は 39.9%、すなわち 2.5 人に 1 人が 65 歳以上となることが見込まれています。

本市の状況を見ると、平成 26(2014)年 9 月末現在における 65 歳以上の高齢人口は 94,739 人で、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合

(高齢化率) は 26.7%と平成 18(2006)年の 19.3%から 7.4 ポイント上昇し、全国と同様、本市もすでに「超高齢社会」を迎えていました。

さらに、本市の将来推計人口では、高齢化率は引き続き上昇を続け、平成 29(2017)年には 28.3%と市民のほぼ 3.5 人に 1 人が高齢者となる見込みです。このように、人口減少と少子高齢化は急速に進行しており、社会生活に影響を及ぼすことが考えられます。

高齢者に関しては認知症や寝たきりの要介護者も高齢化する状況も見られ、介護者の負担の増大や就労の機会が奪われたり、賃貸住宅等において高齢者の入居が拒否される事態も生じるなど、社会的な問題となっています。

少子化に伴う生産年齢人口の減少により経済水準をはじめ、現在の生活を維持することが困難となります。そして、社会経済を支える層の減少に伴い、一人ひとりが負担する社会保障費等の高負担が高齢者への不満に繋がり、高齢者自らも貯蓄の取り崩しなどによる生活不安により、生産年齢層への不満に繋がるおそれがあります。

また、生産年齢層の増加を図るため、外国人の就労機会の緩和も検討されている状況にあります。

併せて、子育て環境は、核家族化や家族構成の変化及び地域社会における交流機会の希薄化などにより、大きく変化しつつあります。

子どもの人格形成において、従来は親族、地域、異年齢集団など、親以外の様々なものが複合的に関わっていましたが、子育て環境の変化により、こうした関わりが少なくなり、子育ての負担感が強まってきています。

(イ) 情報社会の進展

総務省の「平成 24 年通信利用動向調査」によれば、平成 24(2012)年末のインターネットの人口普及率は 79.5%となっています。

インターネットは便利で簡単に情報を送受信できることから、ともすれば匿名性を悪用し、他人を誹謗中傷し、差別や偏見に満ちた情報が書

き込まれるおそれがあり、人権に関わる問題に繋がることとなります。

また、情報化の進展に伴い、情報の恩恵を受けることのできない、いわゆるデジタルデバイドの問題が生じ、日常生活の中での情報機器を使いこなせる人とそうでない人との間に、得られる仕事の差や賃金の差などの新たな経済格差が出現することが考えられます。

(ウ) 個人意識の多様化

社会経済情勢の変化は人々の物の価値観や物に対する見方を変化させ、個人を基調とする考え方が浸透し、一人ひとりの個性や自立性を重視する意識を定着させています。このことが個人の人権を尊重する意識を育むこととなっています。

反面、自己の権利だけを主張し、他人の人権をかえりみない傾向や自己の権利行使に責任を持たないなどの状況が、本来なら社会生活のマナーやルールの中で解決されるべき事柄までを人権問題としたり、個々の人権を根拠とした主張が対立するなどの問題を引き起こしています。

このように入権に対する新たな課題が生じるなど、人権問題はより多様化・複雑化する様相を呈しています。

(2) 人権施策の取組

昭和 23(1948)年 12 月 10 日の第 3 回国連総会で採択された『世界人権宣言』の第 1 条において、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」としています。その後、この宣言に基づき人権に関する条約や国際的な規準が示されています。

『世界人権宣言』の内容を基礎とし、条約化した『国際人権規約』は人権に関する条約の中で最も基本的・包括的なものであり、社会権規約と自

由権規約は昭和 41(1966)年の第 21 回国連総会において採択され、昭和 51(1976)年に発効し、我が国は昭和 54(1979)年に批准しました。

あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を遅滞なくとることなどを主な内容とする『人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）』は昭和 40(1965)年の第 20 回国連総会で採択され、昭和 44(1969)年に発効し、我が国は平成 7(1995)年に加入しました。

男女の完全な平等の達成に貢献することを目的とし、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする『女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）』は昭和 54(1979)年の第 34 回国連総会で採択され、昭和 56(1981)年に発効し、我が国は昭和 60(1985)年に締結しました。

子どもが権利の行使主体であることを位置付け、18 歳未満の子どもを対象とし、子どもの人権の尊重及び確保の観点から必要となる事項を規定した『子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）』が平成元(1989)年に第 44 回国連総会で採択され、平成 2(1990)年に発効し、我が国は平成 6(1994)年に批准しました。

平成 3(1991)年に、国連総会において『高齢者ための国連原則』が採択されました。これは、昭和 57(1982)に国連の主催により開催された「高齢化に関する世界会議」において採択された「高齢化に関する国際行動計画」推進などを目的として、高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳を定めたものであり、各国の政府は自国のプログラムにこれらの原則を組み入れることが奨励されました。

平成 18(2006)年には、障がいのある人の基本的人権を確保し、固有の尊厳を促進することを目的とし、障がいのある人の権利の実現のための措置等を定めた『障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）』が国連総会において採択され、平成 20(2008)年に発効しました。平成 26(2014)年 2 月に我が国において効力が発生しました。

本市においては、昭和 53(1978)年に基本的人権の大切さを認識し、擁護していく活動を日常的に進めることを確認し、人権を守り、自由と公正を守る明るく住みよい高槻市を実現するため、『人権擁護都市宣言』を行いました。

そして、昭和 62(1987)年に本市の施策の基本に「人権」を据えるため、『高槻市人権啓発計画』を策定し推進してきました。

平成 13(2001)年には、『世界人権宣言』及び『日本国憲法』の理念に基づき、市民と行政との協働による真にすべての人の人権が尊重される社会をつくるため、『高槻市人権尊重の社会づくり条例』を制定しました。

平成 16(2004)年には、本市におけるすべての行政分野において、総合的に人権施策を推進するための基本方向を示す『高槻市人権施策基本方針』を策定し、人権尊重を基調とした市政運営を心掛けています。

平成 11(1999)年には、人権教育・人権啓発の推進を図るため、『人権教育のための国連 10 年高槻市行動計画』を策定し、平成 17(2005)年には、この計画の成果を継承し充実するため、『人権施策を総合的に推進するための高槻市行動計画』（人権施策推進プラン）を策定しました。

なお、この『人権施策推進プラン』については、平成 23(2011)年に『高槻市多文化共生施策推進基本指針』（平成 21(2009)年策定）の趣旨及び具体策を盛り込んだ改訂を行いました。

このように、本市においては、様々な人権課題に対応する施策を推進するとともに、市民と行政との協働による啓発活動を実施するなど、一人ひとりの人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会の実現に向けた取組を行ってきました。

21 世紀は「人権の世紀」と言われ、人権尊重は世界共通の認識となっていますが、現在でもなお、人権に関する様々な問題が存在し、社会経済情勢の変化に伴う新たな人権課題も生じており、より一層人権意識や人権感覚を向上していくことが求められています。

(3) 第6回高槻市人権意識調査について

本市では、平成25(2013)年10月に第6回高槻市人権意識調査を実施しました。その主な結果は次のとおりです。

ア 各種の人権問題に関する問題意識

全般的に市民の人権意識は高まっていると言えますが、項目により変化していることがうかがえます。

たとえば、各種の人権問題に関する問題意識についてどのように思いますか、とたずねたところ、[ハンセン病元患者(回復者)であることを理由にホテルが宿泊を断るのは問題だ]という意見について、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を加えた、宿泊を断るのは問題だと見る回答が85.2%ありました。

同様に、[支持政党が何であるかを理由に昇進・昇給に差がつけられるのは問題だ]という意見について、問題と見る回答が89.4%あり、[HIV(エイズウィルス)感染を理由に、解雇されるのは問題だ]という意見について、問題と見る回答は82.4%ありました。

一方、[結婚する際に、相手の身元調査を行うのは問題だ]という意見について、問題と見る回答は49.1%であり、[「野宿生活者(ホームレス)になるのは、本人の責任が大きい」という考え方は問題だ]という意見について、問題と見る回答は47.2%でした。

このように、項目によってそれを問題であると見る回答の割合に幅がありました。

次に、年齢別に見ると、若い年齢層ほど人権意識が高いという傾向がうかがわれる項目が見られました。以前の調査ではこうした傾向が多くの項目で確認できました。

たとえば、今回の人権意識調査でも、[HIV（エイズウィルス）感染を理由に、解雇されるのは問題だ]という意見のように、年齢が若いほど問題である、人権に関わる問題であるとする認識が深まっています。

一方、[結婚する際に、相手の身元調査を行うのは問題だ]という意見について、問題と見る回答が 50 歳代では 23.0% であるのに対し、10 歳代では 17.6%、20 歳代では 15.4% と低くなっています。

また、[支持政党が何であるかを理由に、昇進・昇給に差がつけられるのは問題だ]という意見について、問題と見る回答が 30 歳代では 76.8%、40 歳代では 72.3% であるのに対し、10 歳代では 59.7% と低くなっています。

これらの項目からは、若い年齢の人ほど人権問題であると考える人が多いわけではないことが認められました。

イ 人権や差別に関する考え方

人権や差別に関する意見についてどのように思いますか、とたずねたところ、「差別をすることは、人間として最も恥すべき行為である」という意見について、「そう思う」と回答した人が 60 歳代で 59.1% と最も高くなっています。しかし、20 歳代、30 歳代ではそれぞれ 36.4%、38.7% と 40% を下回っています。

一方、[差別の原因は、差別された人の側にある]という自己責任を問う意見について、「そう思う」とする人を年齢別で見ると、60 歳代が 12.0% で最も高く、次いで 20 歳代で 10.5% と若い年齢層においても自己責任を問う考えの人を見られることが分かりました。

次に、[あなたの親類のお子さんが結婚したいと思っている相手が同和地区の人で、そのことを理由に家族から結婚を反対されていることについてあなたが相談を受けた場合、あなたならどのような態度をとると思いますか]という問い合わせに対し、選択肢のうち、「反対する家族を説得するなど、

力になってあげようと言う」と最も積極的な対応については、年齢が若いほど回答が高くなっています。

しかし、消極的な対応である「慎重に考えたほうがよいと言う」は 30 歳代で 29.3% あるなど、一概に積極的な関わりをするとは言えない面もうかがえます。

ウ 子どもの人権について

子どもの人権に関する意見についてたずねたところ、[いじめはいじめを受ける子どもにも問題がある]という自己責任を問う意見について、「そう思う」とする回答が若い年齢層で高く、20 歳代で 12.6% となっています。

次に、[教師が子どもを指導するために、ときには体罰を加えることも必要だ]という意見については、10 歳代では「そう思わない」という否定的な回答は 40.3% で最も高くなっています。

その一方で、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を加えた体罰を容認する回答は年齢層に関わらず一定程度（32.8%～51.3%）ありました。

エ 同和問題に関する意見

同和問題に関する意見についてたずねたところ、[同和教育、人権教育を行うことがかえって差別を助長・拡大している]という意見に対し、「そう思う」という回答は 20 歳代以降で 23.2%～30.1% あり、[そっとしておき、自然解消を待つべきだ]という意見については、「そう思う」とする回答は 60 歳代以降で 23.6%～27.7% ですが、20 歳代でも 22.4% となっています。

(4) 人権施策の必要性

ア 人権課題への対応

『高槻市人権尊重の社会づくり条例』では、すべての人の人権が尊重される社会の実現に資するため、行政の役割として人権尊重の視点を施策に生かすとともに、市民の自主性を尊重して人権尊重の理念の普及を図るなど、人権に関する施策の推進に努めなければならないと規定しています。

現在においても、女性、子ども、若者、高齢者、障がいのある人、同和問題、性的マイノリティ、外国人市民に関わる人権問題などが存在しています。また、様々な格差による貧困やインターネットを悪用した人権侵害など社会経済情勢の変化に伴う新たな人権課題も生起しています。

これらの人権課題を解消し、互いの人権を認め合い、あらゆる差別を許さない地域社会をつくるため、行政は市民一人ひとりの人権意識の向上を図り、人権課題への理解を深めることに留意し、人権教育・啓発及び人権擁護・保護などの人権施策をより一層推進する必要があります。

イ 計画の位置付け

この計画は『高槻市総合戦略プラン（第5次高槻市総合計画）』の分野別計画であり、施策の推進にあたっては、他の人権に関連する計画と連携し、全庁的な取組を行います。